

2021 年 11 月 15 日

「LT 会」会報第 21-14 号（総 224 号）

LT グループ

中国での出張手当・出張食事補助に関する個人所得税について

中国での出張手当、出張食事補助（中国語：“差旅費津貼”“誤餐補助”）に関する個人所得税申告の可否は複雑であり、現時点では政府・事業単位（政府系事業組織を指す）に対する明確な基準はあるものの、一般企業に対する明確な規定はない。一部の地方税務署が若干の規定を設けている例はあるが、それは政府・事業単位に対する基準を適用しただけのものであり、法律上の根拠を欠いている。従って、企業の財務・税務担当者は、常に出張手当、出張食事補助について個人所得税を申告・納付すべきかどうか困惑している状況にある。

1. 関連法規定の整理

(1) ▲『中華人民共和国個人所得税法』

第二条 次の各号に規定する個人所得は、個人所得税を納付しなければならない。（一）賃金・給与所得；（二）役務報酬所得；（三）原稿料所得；（四）特許権使用料所得；（五）経営所得；（六）利息・配当・割増配当所得；（七）財産賃貸所得；（八）財産譲渡所得；（九）一時所得。

第四条 次の各号に規定する個人所得は、個人所得税を免除する。（一）……（十）

▲『中華人民共和国個人所得税法实施条例』

第六条 個人所得税法に定める個人所得税の範囲は、次の各号の通りとする。（一）賃金・給与所得とは、個人が職務就任または雇用により取得した賃金、給与、賞与、年末加給金、労働配当、手当、補助金及び職務就任又は雇用に関連するその他の所得をいう。

上記『中華人民共和国個人所得税法』及びその『实施条例』の規定に基づけば、出張手当、出張食事補助は個人所得税の免税項目に該当せず、且つ賃金・給与所得の中の手当、補助金に属するため、個人所得税を申告・納付すべきとの解釈になる。

(2) 国家税務総局 『個人所得税の徴収に関する諸問題の規定』（国税発〔1994〕 89 号、現行有効）

第二条 下記の賃金、給与の性質に属さない補助金、手当又は納税者本人の賃金、給与所得項目に属さない収入は、課税しない。1. 一人っ子補助金；2. 公務員給与制度の施行に伴い、基本給の総額に算入されない補助金、手当の差額及び扶養親族の副食手当；3. 保育補助金；4. 出張旅費手当、出張食事補助金。

上記の規定に基づけば、出張旅費手当・出張食事補助金は賃金・給与所得に属さず、個人所得税を納付する必要がないことになる。

明らかに、上記(1)と(2)の規定自体が矛盾している。以下で実務上の対応について説明していく。

2. 出張手当・出張食事補助の個人所得税申告・納付の実際情況

(1) 出張手当

出張手当の合理的な基準は判断が難しいため、各地方税務局の判断基準は異なるものの、一部の税務機関に問い合わせた結果は以下の通りであった。

①蘇州、天津：企業は自ら手当、補助金が合理的な範囲に属するかどうかを判断し、合理的な範囲内

であれば免税できる。

②広州：『「中央・国家機関の出張旅費管理方法」の印刷発行に関する通達』によると、市内の交通費は出張自然(カレンダー)日数で計算され、1日つき一人あたり80元(都市間の交通費と宿泊費が含まれている)となっている。

③上海：税務局の回答によると、地方政府の手当、補助金標準は設けていないため、企業に厳格な納税を求めている。

④深セン：会社がすべての出張旅費実費を精算するほか(出張食事補助金を含む)、別途従業員に出張旅費手当の名義で福利費を支給していれば、当該福利費は納税すべき収入に属しており、課税対象となる。なお、従業員が自ら都市間交通費や宿泊費を除く費用の一部を負担したうえ、会社が定められた基準に準じて出張旅費手当、出張食事補助金を支給していれば、当該部分の収入は納税者本人の賃金・給与所得項目に属さず、課税対象とならない。

(2) 出張食事補助

定義：『財務部・国家税務総局の出張食事補助金の範囲確定に関する通達』(財税字〔1995〕82号)の規定によると、「国税発〔1994〕89号に規定された非課税の出張食事補助とは、財政部門の規定により、個人は仕事で市内、郊外に勤務し、職場で食事をするのができず、外食する必要がある場合、実際の食事遅滞回数に基づき、規定された基準で出張食事補助金を受けるものである。一部の単位が出張食事補助の名義で従業員に支給した補助金、手当は、当月の賃金、給与所得に合算して個人所得税を納付すべきである。」

実際には、企業を対象とする規定がないため、政府・事業単位の関連規定を参考して免税基準としているケースもある。

①『中央・国家機関の出張旅費管理方法』(財行〔2013〕531号)には、「財政部は地域別の食事補助費の基準を制定する。各省・自治区・直轄市の财政厅(局)は、当地の経済、社会発展水準、市場価格、消費水準等の要素に基づき、所在市の公務接待給食や会議給食などの基準を参照し、食事補助費の基準を制定して財務部に報告する。財政部はその意見を審査したうえ、中央機関の公務員の関連地区への出張の食事補助費とする。」と定められている。

②重慶市では、渝財行(2007)109号文に、「市内では出張食事補助金の標準が15元/食となり、郊外では40元/日、市外では50元/日」と規定されている。

3. 弊社からの提案

①所属の地方税務機関に問い合わせをして、個人所得税を免除できる出張旅費手当、出張食事補助の具体的な基準を理解し、できるだけ標準内で出張旅費手当を支給する。

②出張手当、出張食事補助の精算規程を整備し、支給基準・精算方法等を規定し、現地税務機関が届出を要求する場合や税務検査に入る場合には、すぐに提示できるようにしておく。

以上